

介護福祉士養成施設関連資料

◎今回のテーマに関する「主な論点」	1
◎介護実習の現状	5
◎介護福祉士養成施設等の教員の要件について	19
◎介護福祉士養成施設の審査基準	26
◎既修得科目の単位の認定	34
◎IT教育関連	
○IT新改革戦略	37
○介護福祉士養成施設におけるIT教育の実例	38

今回のテーマに関する「主な論点」

項目	主な論点の該当部分	これまでの関連の意見
教員の要件	IV 養成施設等のあり方 3 教員の質の向上 ○ 教員の資質の向上が必要ではないか。 ○ 実務者が一定の研修の後、実習指導者、教員等になる方法も検討すべきではないか。 ○ 介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏まえた教育・養成が行われるよう教育者等への研修を推進する必要があるのではないか。	○ エビデンスに基づく介護の確立が必要になっている。介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏まえた教育・養成が行われるよう教育者等への研修を推進する必要がある。 ○ 教員は研修だけではなく、任用の要件の見直しも必要ではないか。 ○ 教員養成研修に参加する時間的余裕はないが、実習指導・巡回を含めて養成過程科目を担当する実力がある教員については、適当であると認められる講義・演習・実習の担当を認めるようにすべきではないか。
指定養成施設の審査基準		○ 自己評価や情報公開など教育機関としての教育活動のマネジメントの質の問題について考えるべきではないか。
介護実習	IV 養成施設等のあり方 4 実習の質の向上 ○ 実習は重要であり、そのあり方を見直す必要がある。 ○ 実習施設要件の再検討、養成施設と実習施設との十分な連携、実習指導担当教員の充実が必要ではないか。	○ 現在の450時間の介護実習について、施設実習の実態把握と効果の評価が必要ではないか。看護師の実習時間を参考にした実習の充実が必要ではないか。 ○ 現場とかけ離れない学習、教育と現場の融合が必要ではないか（実習のあり方）。 ○ 一定の実習施設・事業所を指定し、施設・事業所の指導者が指導することを検討すべきではないか。 ○ 介護実習及び演習において、介護過程の考え方を徹底して学習させるべきではないか。 ○ 認知症ケアの実習においては、実際のケアに入らず、利用者の声を聞き、観察することも効果的であり、また、施設側も実習者から利用者について新たに発見することもある。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 実習施設のレベルが異なりすぎるのではないか。 ○ 老人関係と障害者関係のバランス、施設関係と在宅関係のバランスが悪いのではないか。
既習科目単位の認定		
IT教育	<p>IV 養成施設等のあり方</p> <p>1 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養成課程について、現行の時間数のままでより基礎・基本を徹底させるという観点から見直すのか、現行以上に充実させる方向で考えるのか。 ○ 養成課程は、現在2年制1,650時間以上を基本としているが、前述の介護ニーズの変化に対応できるよう、教育時間、教育内容の充実を図るべきではないか。 ○ 教育年限については、将来的には看護師、理学療法士等のように、3年制とすること検討するという考え方もあるが、現実的には2年制の中で教育時間を最大2,000時間程度まで増加させ、充実を図るのが妥当ではないか。 <p>2 教育内容（カリキュラム・シラバス等）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護の現場で現に行われている業務を踏まえたカリキュラム・シラバスの内容の抜本的見直しを図るべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ITの活用を含めた情報処理等基礎科目の内容を具体化すべきではないか。 ○ 看護分野では、IT化が進んでいるが、介護の分野でもITを教育に盛り込んでどうか。

○ その際、削減すべきものは削減し、必要なものは時間を増加させるとともに、講義科目の整理も必要ではないか。また、講義・演習・実習を一体化させるべきではないか。

※ 主な基礎分野の充実

倫理、人権、記録記述力、ITの活用を含めた情報処理、社会的公正に関する知識等

※ 主な専門分野の充実

認知症対応、医学・看護に関する知識、自立支援、介護予防、ターミナルケア、口腔ケア、ユニットケア、住宅、グループホームへの対応等

介護実習の現状

介護実習の現状

○ 時間

- ・ 450時間（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第4（2年以上））
- ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。
（介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則について2学則に関する事項（3））

○ 実習施設の要件

- ・ 入所実習施設：①厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの
②介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。
- ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したものであつて介護実習を行うのに適当なもの
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第12号）
- ・ 入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。
（介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項（4））

○ 「介護実習」及び「介護実習指導」の教員要件

- ・ 専任教員であつて「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者（専任教員課程修了者等）であること。
（社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第5号）

・教員の資格要件

- (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者
- (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。)
(介護福祉士養成施設等指導要領5教員に関する事項(7)の力)

○ 実習指導者の要件

- ・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者
- ・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととする。
 - ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者
 - イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者(介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項(2)、(3))

○ 実習指導者数

入所実習施設の数に五を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第13号)

○ 1 実習施設の受入学生数

入所実習施設において同時に実習を行う学生の数は、一施設当たり五人までとすること。
(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5実習に関する事項(1))

○ 実習指導

・介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項第14号)

・実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5実習に関する事項(2))

○ 実習施設選定における留意事項

入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に片寄ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮すること。

(介護福祉士養成施設等指導要領取扱い細則5実習に関する事項(3))

○ 実習計画

各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。(介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項(1))

○ その他

実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

(介護福祉士養成施設等指導要領8実習に関する事項(5))

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（抄） （昭和62年厚生省告示第203号）

社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第一号ヲ及び第7条第1項第十二号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める施設を次のように定める。

- 2 指定規則第7条第1項第十二号ただし書に規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(通所の施設に限る。)
 - 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業、老人短期入所事業及び小規模多機能型居宅介護事業
 - 三 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち児童デイサービス及び障害者デイサービスを行う事業
- 3 指定規則第7条第1項第十二号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設(入所の施設に限る。)、重症心身障害児施設及び指定医療機関
 - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設(肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設(身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。)
 - 三 生活保護法に規定する救護施設
 - 四 老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - 五 介護保険法に規定する介護老人保健施設
 - 六 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
 - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設
- 4 指定規則第7条第1項第十二号ロに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び老人介護支援センター
 - 二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、行動援護及び外出介護を行う事業
 - 三 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であつて、同時に入浴の介護を行うもの

「介護実習」

【目標】

- 1 講義、演習、学校内実習で学んだ知識に基づいて利用者との人間的な関わりを深め、利用者が求めている介護の需要に関する理解力、判断力を養う。
- 2 日常生活援助に関する介護技術能力を深めると同時に各種の介護を助ける住設備機器や福祉用具の知識と活用能力を養う。
- 3 実習指導者の指導を受けながら介護の計画の立て方や記録の仕方について学び、チームの一員として介護を遂行する能力を養う。
- 4 施設介護実習では、施設の運営や在宅介護との連携並びに通所サービスにも参加し、要介護老人、障害者等に対するサービス提供全般における介護の職務の理解を深める。
- 5 訪問介護実習では家庭を訪問して介護を行う訪問介護について理解を深める。

【内容】

1 施設介護実習

学生の講義、演習、学校内実習の進度に応じて、3段階に分けて実習させることが望ましい。

1) 第1段階（2～3週間）

コミュニケーション関係が比較的可能な障害者施設と老人施設を実習施設とし、利用者との人間的ふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能並びに施設職員の一般的な役割について学ばせる内容とする。

そのため、指導者は、2～4名の利用者を学生のために定めて初歩的な日常生活援助を指導する。

また、1週のうち1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。

2) 第2段階（4～5週間）

重度生活障害を有する障害者または老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ばせる内容とする。

また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法についても学ばせる。

指導者の指導指針は、第1段階に準ずるが、より多くのケースカンファレンス時間を準備し、利用者の介護需要に対応した水準の向上に留意する。状況によっては帰校日を定めることを企画してもよいこととする。

3) 第3段階（4週間）

施設運営のプログラムに参加し、サービス全般について理解させると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学ばせ、チームの一員として介護を遂行できるような現任準備教育を行う。

指導者の指導指針は、第2段階に準ずるが、状況によって、夜勤介護プログラムの導入ができればより望ましい。

2 訪問介護実習

老人居宅介護等事業の訪問介護員、入浴サービス及び在宅介護支援センター（訪問）の介護職員との同行訪問が望ましい。

1) 実習の時期は、施設実習の第2段階終了後が望ましい。

2) 施設実習とは異なる訪問介護の特性を学ばせる内容とする（生活形態、家族との関係、自立支援、家族への援助、保健医療との連携など）。

3) 個別の介護過程の展開について学ばせる。

4) 居宅サービスを調整するための保健医療福祉関係者の集まる会議へ参加することが望ましい。

（注）障害者には障害児を含む。

「介護実習指導」

【目標】

- 1 体験実習の意義の重要性について理解させる
- 2 体験実習を通じて学校内で学んだ知識、技術、態度を具体的かつ实际的に理解できるように指導する。
- 3 習得した学校内諸学習を応用し、実践的な技術等を体得できるように指導する。
- 4 介護福祉士としての自覚を促し、専門職に求められる資質、技能及び自己に求められる課題把握等、総合的対応能力を習得できるよう指導する。
- 5 事例研究等の進め方を指導する。

【内容】

1 施設介護実習

1) 実習の目的

- ①施設介護実習の必要性を理解させるカリキュラムの中の実習の意味と重要性の理解
- ②一年次、二年次それぞれの学校として実習課題（目標）を把握させる。
- ③学生各自の実習への期待と自己目標を立てる。
目的意識の明確化（言語化、文章化して、実習ノートに記載させる。）

2) 実習先、施設についての一般的理解

- ①施設の種類と利用者、サービス内容の確認
- ②関係法令等を調べ、理解する。
- ③施設側から実習に関する諸注意事項についての確認と必要な準備
- ④各実習生から得られた資料等による実習への諸注意（過去の資料も活用）

3) 実習記録の書き方

- ①実習ノートの使い方、書き込み手順
- ②実例に基づきながら記録の必要性和表現方法等の説明

4) 実習中（通年の場合）あるいは実習直後（集中の場合）の集団指導

- ①実習での感想を話し合う（疑問点、反省点を含めつつ言語化へ）
- ②他の学生の意見、感想を聞きながらまたは意見交換しながら、自分自身の経験の再検討
- ③実習前に立てた自己目標と学校の実習課題についての検討
- ④必要に応じて新しい自己目標の立て直し
- ⑤施設実習のまとめとレポート作成

施設との連絡打合せ

- ・見学実習
- ・集中実習（分散集中を含む）
- ・継続実習（通年）
- ・それぞれについて各施設との連絡
- ・学校としての課題
- ・施設側の実習生への諸注意事項

・集中（分散集中を含む）の場合：

- 実習中に随時施設訪問して実習指導者と面談
 - ・実習の進み具合
 - ・学生の実習への取組み態度など
 - ・学校側の課題について施設側から協力が得られているかについて

・通年実習の場合：

- 随時訪問、内容は上に同じ

2 訪問介護実習

- 1) 原則として、施設実習の指導に準ずる。
- 2) 訪問介護の方法を指導すること。
- 3) 訪問介護実習のレポート作成と発表により体験を共有化し実習効果を高める。

3 実習後の集団指導

(自己の客観視のために)

- 1) 介護福祉士としての自己について振り返り
- 2) 就職へ向けての方向づけ、意志の明確化
- 3) 利用者だけでなく、施設内外の人間関係(職員、家族、地域)についての検討
- 4) 実習評価表による自己評価

4 事例研究

- 1) 実習に際し介護に関する課題を明確にする(研究課題の設定、方法、まとめ方について指導)。
- 2) 実習終了後、事例研究等としてまとめた内容を発表させて評価・指導する。

・訪問介護実習の場合：

- ・実習前に訪問介護関係者等と打ち合わせのため実習指導を担当する教員が面談する。
- ・実習終了後、評価等のため実習指導を担当する教員が訪問し面談する。

・全実習の終了後：

- ・実習後の学生の変化、教員の所感等を施設側へフィードバックする。
(翌年へのよりよい準備と、相互の協力関係を深めるために)

介護実習・看護実習比較表

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
実習時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 540時間（事前事後指導90h、実習450h） ・ 介護実習についての出席時間数が五分の四に満たない者については、当該科目の履修が認定されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 735時間 ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1035時間（23単位）（1単位を45時間の実習を持って構成すること。） ・ 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。 ・ 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。
実習施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所実習施設： <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として設置後三年以上経過してのものであって介護実習を行うのに適当なもの ② 介護実習に係る時間数の一割程度については、通所の施設又は事業として厚生労働大臣が別に定めるものにおける介護実習をもつて介護実習に代えることができる。 ・ 居宅介護実習事業等：身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業又は主として居宅において介護を受ける者若しくは当該者を現に養護する者に必要な援助を行うことを目的とする施設として厚生労働大臣が別に定めるもののうち、原則として開始後又は設置後三年以上経過したものであって介護実習を行うのに適当なもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学の実習を行う病院等を確保。 ・ 在宅看護論の実習については、病院、診療所その他、訪問看護ステーション等の実習施設を確保。 ・ 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習施設で次の条件を具備していること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置。（看護職員の半数以上が看護師であること） イ 看護組織が明確に定められている。 ・ 組織の中で看護部門が独立して位置づけられている ・ 看護部門としての方針が明確 ・ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確 ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導の調整責任者が明記されている

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
<p>実習施設の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所実習施設及び居宅介護実習事業等は、実習担当教員による定期的巡回指導が可能な地域に存すること。 ・入所実習施設の選定に当たっては、特定の施設種別に偏ることのないよう老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、児童福祉施設等のバランスに配慮 ・各入所実習施設及び居宅介護実習事業等における実習計画が、当該入所実習施設及び居宅介護実習事業等との連携の下に定められていること。 	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること ・看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている ・各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている ・患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。 	<p>ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化したもの）が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用、評価、見直されていること ・看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用、評価、見直されている <p>エ 看護に関する諸記録が適正に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されている ・各患者に対する医療内容が正確、確実に記録されている ・患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されている <p>オ 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。</p> <p>カ 看護職員に対する継続教育（実習施設内・外）が計画的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
		<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。 ・実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。 ・原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。 ・主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。 ・病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習施設には更衣室、休憩室が準備され、討議室があることが望ましい。 ・実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。 ・原則として、養成所が所在する都道府県内にあること。 ・主たる実習施設以外については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。 ・病院以外の実習単位数は、在宅看護論実習を含め実習単位数の1割から3割程度の間とする。 ・在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。 ア 複数の訪問看護専任者がいること イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること
実習及び実習指導の教員要件	<ul style="list-style-type: none"> ・専任教員であって「介護実習」及び「介護実習指導」を教授するものは、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会において、専任教員たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者その他その者に準ずる者として厚生労働大臣が別に定める者(専任教員課程修了者等)であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・准看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第4の専門科目の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師養成所の専任教員となることができる者は、次のいずれにも該当すること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表第3の専門分野の教育内容のうち一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これに関わらず専任教員となることができる。 ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の資格要件 (ア) 高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師、又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した者 (イ) 社会福祉援助技術及び社会福祉援助技術演習を教授する者(介護実習、介護実習指導に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ・専任教員は、専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ・専任教員は、専門領域ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにする。
<p>実習指導者の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所実習施設における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び指定医療機関にあっては、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含むこととすること。 ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者 イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者 ・居宅介護実習事業等における実習指導者は、次のいずれかの要件に該当するものであること。ただし、当分の間は、ア、イに加えて、5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、「訪問介護員に関する省令」(平成12年3月10日厚生省令第23号)第1条第2項に定める1級課程の研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含むこととすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。 〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕 ・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。 〔・厚生労働省もしくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるもの〕 ・在宅看護論実習については、利用者の看護計画を立てられる者が学生の指導に当たること。また、在宅看護論の実習指導者は必要な研修を受けた者が望ましいこと。 ・実習施設において実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所における実習指導者を増員することが望ましいこと。

比較項目	介護福祉士	准看護師	看護師
	<p>ア 5年以上介護業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p> <p>イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者</p>		
実習指導者数	<ul style="list-style-type: none"> 入所実習施設の数に5を乗じて得た数と居宅介護実習事業等における実習指導者の数との合計数は、介護実習の必要な学生数以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲) 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 実習看護単位に、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましい。(再掲) 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)
1 実習施設の受入学生数	<ul style="list-style-type: none"> 入所実習施設において同時に実習を行う学生の数は、1施設当たり5人までとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習病院が同時に受け入れ可能な学生数は看護単位ごとに10名を限度。
実習指導	<ul style="list-style-type: none"> 介護実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 実習担当教員による定期的巡回指導は、各入所実習施設、各居宅介護実習事業等について、少なくとも週二回は実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設で実習指導者を確保できない場合又は実習施設が多施設にわたる場合は、専任教員又は養成所の実習指導者を増員することが望ましい。(再掲)

介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修

〔プログラム〕

日時	研修科目	備考	
1 目 目	10:30～12:00 (90分)	【講義】 介護実習の 現場への期待 等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の養成状況 介護福祉士の質の向上に向けた取り組み 介護実習の現場に期待すること
	13:00～15:00 (120分)	【講義】 実習生の理解 等	<ul style="list-style-type: none"> 実習生を理解すること 人が人の話を聞く意味 実習指導者が伝えたいこと
	15:15～17:15 (120分)	【講義】 介護福祉士養成課程 における介護実習の 目標と課題 等	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士養成施設における介護実習とは 介護福祉士養成施設の立場から見た介護実習の現状と課題
2 目 目・3 目 目	9:30～12:30 (180分)	【講義・演習】 介護実習における 実習生への指導方法 I・II 等	<p>〔目的〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 演習をとおして介護実習指導の過程と指導者の役割を理解する。 <p>〔目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な人間関係を形成するためのコミュニケーション能力を高める。 実習指導過程について学ぶ。 実習指導に必要な基本的指導方法について学ぶ。 自己の立場や役割、他職種の役割について理解を深める。
	13:30～17:30 (240分)		
4 目 目	9:30～12:30 (180分)	【講義】 実習指導者に 求められるもの 等	<ul style="list-style-type: none"> 今求められるケア 社会福祉理念と介護福祉士に求められる資質能力 尊厳を支えるケアとは